

送付3-2、6、8、9、11、16、参考送付、4-2、3、7、8、9、12、15、17、18、20、21 陳情審査部分抜粋 令和 5年 1月19日 環境・まちづくり特別委員会（未定稿）

○小林たかや委員長 では次に、外神田一丁目南部地区まちづくりについて、日程1、陳情審査と日程2の報告事項（2）を一括で行います。

報告事項（2）外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、執行機関から報告を求めます。

○神原地域まちづくり課長 それでは、環境まちづくり部資料2をご覧くださいませでしょうか。外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する説明会及び公聴会の開催について報告させていただきます。

まず、1)のまちづくり説明会です。外神田一丁目南部地区の再開発及び区有地、区道の廃道等に関して区から参加者及び傍聴の方々に説明する場を設けさせていただきます。2回の開催を予定をしております、1回目が1月27日の金曜日18時30分から万世橋出張所となっております。2回目は翌日の28日の土曜日14時から区役所1階の区民ホールとなっております、両日とも会場の都合により定員60名の先着順とさせていただきます。またWEB上の傍聴も行います。説明会の開催時間に合わせて、区のホームページからご覧いただけるように、手配していきたいと考えてございます。

次に、2)のまちづくりに関する公聴会です。外神田一丁目南部地区の再開発及び区有地等について、地域の皆さんが公述（発表）できる機会を設けるものです。日時は2月10日の金曜日午後6時から万世橋出張所で開催します。公聴会の開催に当たり公述人の募集を行います。定員は6名とし、申込多数の場合は公正な審査のうえで決定させていただきます。口述時間は1人あたり15分以内としております。公聴会の位置づけは法16条第1項に準ずるものとし、口述の内容は都市計画に限定しない形式としたいと考えております。申込みの方法は2月3日の金曜日までに口述申請書をEメールやファクスなどで提出していただきます。また、WEBによる傍聴の募集を行います。申込みの方法は記載のとおりでございます。公聴会に関しましては、明日1月20日号の広報千代田や区ホームページ、コミュニティ掲示板等で周知を図ってまいります。

私からの説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。報告が終わりました。本件に関する継続中の陳情は送付4-22、28以外の18件です。全て関連するため一括で審査するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、質疑、質問を受けます。審査に入ります。

○牛尾委員 外神田一丁目も説明会、公聴会が開かれるということは、一つ大きな前進だというふうに思います。まず確認をしたいんですけども、この1月の27、28に行う説明会、区道を中心ということはこの間委員会でも言われていましたけれど、区有地等に関する説明会、どのような中身を説明するというふうに予定していますか。

○神原地域まちづくり課長 中身につきましては、再開発事業の説明等をしてから大分間が空いてございますので、都市計画も含めてでございますが、事業の内容を含め、区有施設の現状や課題、今後どのような施設を目指していくのかといったものが一つ。それに当たりまして、今回、計画しております区道の廃道、宅地化に関しまして、どのような形でそれが従後の資産に変化していくのか。また、そういったどのような方法で従後の資産になっていくのかといったものを説明していくようなことを想定してございます。

送付3-2、6、8、9、11、16、参考送付、4-2、3、7、8、9、12、15、17、18、20、21 陳情審査部分抜粋 令和 5年 1月19日 環境・まちづくり特別委員会（未定稿）

○牛尾委員 その際に、例えば区道の場合、区民にとっては私たちの財産が一体どういうふうな評価になっているのかというのも一つ知りたいと思うところであると思うんですよね。そういった具体的な、例えば数字に関したり、そうしたところまで説明がされるということですか。それとも単なる計算方法といいますか、そういった形になっちゃうんですか。

○神原地域まちづくり課長 具体の評価額みたいなものまではお示しするようなことは考えてございません。ただ、どのような考え方で評価がされるのかといったことについてはご説明させていただきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 そうなりますと、次の公聴会にも関わってくると思うんですけど、日テシの二番町の公聴会のように、公聴会を開くということは、都市計画に住民、区民、地権者の声を反映させると、そのために開かれると。外神田一丁目南部地区のまちづくりも同じだと思うんですよね。その際に、やはり住民の側がこの計画に対して意見を言いたいといった場合に、単にまちづくり全体とか高さ云々だけではなくて、やはりここは地域の多くを区有地、都有地、国有地、公有地が占めているわけであって、そうした土地がどうなるのか、我々区民にとってどうすればいいのかということについても意見を述べたいという方がいらっしゃると思うんですね。その際に、やはり情報がないと、なかなか意見を言えない、一般的なことしか言えなくなってしまうと。やっぱりそういうことでは実のある公聴会にならないと思うんですけども、やはり区道がどういった評価をされたのかとか、そういったことに関しては、やはり情報を知らせていく、何らかの形で知らせていくということが必要だと思うんですけども、そこについての考えはいかがですか。

○神原地域まちづくり課長 当然、説明会の中でも我々として分かりやすく理解しやすい説明というのもしていきたいというふうに考えてございますし、当然その後の質疑応答の時間も設けますので、より理解を深めていただけるように、丁寧な回答にも努めていきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 区道がどうなるかと。もちろん、それは大事なことだと思うんですよ。ただ、この間、五つの確認事項の中でも、工事費全体がどうなっていくのか、土地がどのように評価されていくのかというのは全くなかなか示されないと。なかなか示すのは大変だと思うんですけど、例えば区有地に関してのみとか、そういった形で、これぐらいで評価されますと、こういう評価をされますということぐらいは、やっぱり意見を述べる方には伝えてもいいんじゃないかと、知らせるべきなんじゃないかということは思うんですけども、そこはいかがですか。

○神原地域まちづくり課長 これまで議会のほうでもお示ししてきている情報等もございますので、その辺の説明の仕方については検討させていただきたいというふうに思っております。

○牛尾委員 はい。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 私のほうからは1点なんですけれども、今回提案されている都市計画というのは何なのかというか、何本なのかということなんですけれども、一言で再開発というんですけども、都市計画図書というふうに考えたときに、番町であれば2本であったと。地区の提案とその他のところの2本であったと。今回も再開発促進区ですけれども、

送付3-2、6、8、9、11、16、参考送付、4-2、3、7、8、9、12、15、17、18、20、21 陳情審査部分抜粋 令和 5年 1月19日 環境・まちづくり特別委員会（未定稿）

何本なんですかと。ちょっと資料を見て、あれっ、という方がいたので、そこの説明をしてください。

○神原地域まちづくり課長 都市計画の案、今、16条で公告・縦覧したものについては、再開発等促進区に定める地区計画の1本です。

○小枝副委員長 小川町三丁目のときの記憶では、3本あったんですね。促進区の地区計画と、それから高度地区と市街地再開発事業、この3本が議決、審議をされたわけです。で、それと同じように今回を考えたときに、高度地区のありなしはあると思いますけれども、市街地再開発事業という都市計画も存在しているはずなのに存在していないのはなぜかという、端的に言うとそういう問いがありました。で、加えて言うと、都市計画運用指針に基づけば、市街地再開発事業という都市計画自体も公聴会の対象として付すべきであるというふうに運用指針には書かれているということなんです。区の慣習、慣例というのは分かりませんが、この間分かったことは、2000年以降に書かれている都市計画法の運用指針について、なかなか千代田区は反映してこなかったというところなので、そこにそこがあってはならない。修正ポイントだというふうに思いますから、それがどうなっているのか。今日確認できなければ何らかの形で確認をして、どうなっているのかというのをしっかりと報告いただきたいんです。

○神原地域まちづくり課長 まず、小川町のお話が出ましたが、小川町に関しましては、高度利用地区と市街地再開発事業の都市計画提案というのが準備組合からされたということでございます。それに伴いまして、区のほうで地区計画の案をつくって16条の手続をやったということでございますので、小川町についても柔軟な手続の段階で都市計画の案として市街地再開発事業、高度利用地区といったものを合わせて3本公告・縦覧したということでございますので、外神田と全く同じ手続を踏んでいるというようなことになる、あ、外神田はまだ17条には行っておりませんが、そういったことでございます。今の段階で市街地再開発事業も都市計画であるので公聴会の対象になるのではないかなというようにお話をと思いますが、これまでずっとご議論があったところで、改めて確認ということでございますが、地区計画の案に関しては16条の2項でやります。ただ、16条の1項で公聴会をやってはいけないというものではないと。で、16条の第1項では、必要と認める場合は公聴会をやりなさいというふうになっていると。我々としては、これまでは必要と認めるということで市街地再開発事業については公聴会をやってこなかったというふうなことでございますので、今回も同じ取扱いとしてやってこなかったということで、これはこれまでも委員会の中でご説明させていただいたことでございますが、事実関係としてはそういったことでございます。

○小枝副委員長 区としての我々としての考え方ということはどうなんだろうというふうに認識いたしましたが、都市計画法の運用指針に市街地再開発事業という都市計画を公聴会の対象として諮るべきであるということについては、今、確認できますか、手元で、確認していますか。大丈夫。

○神原地域まちづくり課長 運用指針の中ではそのような記述がございますが、国土交通省の、この前、見解というものも委員会の中でご説明させていただきましたが、その中のご答弁の中でも、やはり地区計画の案の作成に関することについては、自治事務、地方公共団体の事務になりますので、その説明会、公聴会の開催についても自治体の判断に委ね

られるというような解釈になってございまして、我々としてはそういった認識をしております。

○小枝副委員長 多分みんな分かりにくいと思うんですけども、自治事務なんですよ。で、今まではそれでもやらないと言ったけれども、今回は公聴会、好ましい方法でやると。加えて市街地再開発事業というのも都市計画であるという、分かりにくいんですけども、そうなんですよね。で、その市街地再開発事業という都市計画の、何というか、これは変更じゃなくて新たなんだから、決定をしようとしていることに関して、17条のみで取り扱うということではなくて、16条としてしっかりやるよというのが運用指針上の位置づけであるというご指摘が本当であるならば、これからやることですから、そういうふうにちゃんとしたらどうですかということを申し上げて、極めて建設的に申し上げているので、よりよい方向で柔軟にやっていただければ済むことかと思えますが。

○神原地域まちづくり課長 先ほどご説明でもしたように、16条の第1項に準ずるといような形で都市計画の案に限定するものではございませんので、市街地再開発事業に関するご意見につきましても取り扱っていきたいとは思ってございます。

○小枝副委員長 その内容についてもしっかりと説明をし、皆さんにお示しをするという、そういったもので大丈夫ですね。よろしいですね。

○神原地域まちづくり課長 そうしますと説明会の話になるかと思えますけれど、説明会の中では、市街地再開発事業の仕組みみたいなものもご説明させていただきたいというふうに考えております。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、先ほど公聴会については日本テレビ通りの公聴会、二番町の公聴会と扱いは同じということでよろしいですね。課長、よろしいですね、公聴会の扱いは。

○神原地域まちづくり課長 公聴会の扱いは……

○小林たかや委員長 二番町と。

○神原地域まちづくり課長 やり方と、二番町と……

○小林たかや委員長 同様に。

○神原地域まちづくり課長 はい、検討させていただきたいというふうに思っております。

○小林たかや委員長 はい。よろしく申し上げます。

それでは、陳情の取扱いについてですが、執行機関から説明会及び公聴会に関する報告がありまして、委員からの質疑もあり、議論してまいりました。公聴会や説明会の開催を求める陳情が送付4-15、公聴会の開催を求める陳情、送付4-17、外神田一丁目再開発における区有財産の取り扱いについて説明会の早期開催を求める陳情、4-20、千代田区外神田一丁目再開発事業の都市計画決定に関する公聴会の開催を求める陳情、送付4-21、都市再開発法3条3号に関する区の認識の確認及び住民に対する説明・協議の機会をつくることを求める陳情書、以上4件の陳情につきましてはいかがいたしましょう

送付3-2、6、8、9、11、16、参考送付、4-2、3、7、8、9、12、15、17、18、20、21 陳情審査部分抜粋 令和 5年 1月19日 環境・まちづくり特別委員会（未定稿）

か。（発言する者あり）

ちょっと待ってください。この4点につきましては。

○嶋崎委員 もう、前に進めるんだからさ、継続。

○小林たかや委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、ちょっと待ってください。（発言する者あり）ちょっと待ってくださいね。取扱いなんて、いかがいたしますか。（「休憩を取ってください」と呼ぶ者あり）休憩します。

午後4時11分休憩

午後4時12分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会を再開します。

以上の4件の陳情につきましてはいかがいたしましょうか。

○嶋崎委員 この4件に関しては、説明会をしてください、それから公聴会を開いてくださいというご要望の陳情の趣旨だと思いますので、その趣旨に沿って言えば、説明会も公聴会も開くと、こういうふうに執行機関も考えていますから、そこはお返しをさせていただいても問題はないのではないかというふうに思います。

○小林たかや委員長 はい。皆様いかがですか、委員の皆様。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、今、嶋崎委員から意見がございましたけど、この今までの中での委員会の議事録をお返ししております、今までもお返ししているんですけど、本日の議事録をもって陳情者にお返しし、審査を終了いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。すみませんです。

次、参ります。その他、残り14件の陳情につきましてはいかがいたしましょうか。

○嶋崎委員 継続。

○小林たかや委員長 はい。今、継続という意見が出ましたので、継続扱いとさせていただきます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、次に参ります。なお、外神田一丁目南部……

○嶋崎委員 休憩して……

○小林たかや委員長 休憩します。

午後4時13分休憩

午後4時14分再開

○小林たかや委員長 再開します。

それでは、次に参ります。

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する専門的事項に関わる調査の依頼をしております。青山侑氏及び大澤昭彦氏を当委員会に参考人としてお呼びし意見聴取をする件ですが、第1回定例会中に開催の予定の環境・まちづくり特別委員会にお越しして、お越しいただき——失礼しました。時間帯をそれぞれ別々に分け、お話を伺いたいと思いますが、よろしいですか。

送付3-2、6、8、9、11、16、参考送付、4-2、3、7、8、9、12、15、17、18、20、21 陳情審査部分抜粋 令和 5年 1月19日 環境・まちづくり特別委員会（未定稿）

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 まだ予定でございますけれども、×××××××——まだ決まっていないので、（発言する者あり）すみません、訂正します。まだ委員会の日程が出ていませんので、訂正いたします。失礼いたしました。時間帯を設けてそれぞれお話を伺いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。いいですね。

○嶋崎委員 いいよ、いいよ。

○小林たかや委員長 はい。次、行きます。

あと、そのときの詳細な当日のスケジュールにつきましては、正副委員長に預からせていただきたいと思います。決まりましたら各委員の皆様にご連絡したいと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。また、参考人の意見聴取する内容につきましては、正副委員長としての案を今からお配りいたします。

休憩します。

午後4時16分休憩

午後4時17分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいま配付いたしました参考人への意見を聴取する事項ですが、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する調査業務の報告内容についてとさせていただきますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。内容は裏に入っておりますんで、裏のページを確認してください。

当日の流れです。今、確認いただきました内容につきまして、私、委員長から伺い、参考人に答えていただきます。その後、委員の方々から先生に報告いただきました内容の範囲で何かほかにありましたら質問していただき、終了後、委員会を休憩し、懇談を行います。お一人の方につき、懇談も合わせて1時間程度と考えておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。以上で陳情審査及び報告事項の（2）を終了します。